

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月12日

【届出者の名称】 株式会社サンリオ

【届出者の所在地】 東京都品川区大崎1丁目6番1号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は以下の場所で行って  
ております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎1丁目11番1号

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 江森 進

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社サンリオ 本社事務所  
(東京都品川区大崎1丁目11番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社サンリオを指します。

(注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

### 2 【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており連結業績に応じて利益配分を行うことといたしております。配当につきましては、連結配当性向30%以上を基本方針といたしますが、今後の更なる成長を目指しての投資に必要な資金額を考慮して決定することとしております。また、株価と今後のキャッシュ・フローの水準を勘案した上で、配当及び自己株式の取得とあわせて適宜検討するものとしております。

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするもので、これまで、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、市場取引等の方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

このような状況の下、平成27年4月中旬、当社の第2位株主（平成27年3月31日現在）である光南商事株式会社（本書提出日現在の保有株式数6,877,210株。平成27年3月31日現在の発行済株式総数（89,065,301株）に対する割合にして7.72%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の計算において、以下同じとします。）。以下「光南商事」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、光南商事は、当社の代表取締役社長である辻信太郎が代表取締役を兼務する創業家の資産管理会社です。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。光南商事の意向を踏まえ当社において検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することが、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、次の通り財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社の平成27年3月31日現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は500億円以上であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、光南商事以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から2,500,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.81%）を上限としております。

また、本公開買付価格の決定に際しては、当社は、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年6月10日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10.20%のディスカウントとなる価格を本公開買付価格とすることを、平成27年6月10日に光南商事に提案いたしました。その結果、光南商事より上記条件にてその保有する当社普通株式2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.58%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成27年6月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、下記「3 株主総会又は取締役会の決議等の内容等」の「(3) 取締役会における決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、平成27年6月10日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,374円(円未満四捨五入)に対して10.20%のディスカウント率を適用した3,030円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。当社は光南商事より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である2,300,000株(発行済株式総数に対する割合にして2.58%)について本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を平成27年6月11日付で受領しております。なお、光南商事からは、金融機関による担保権が設定されている当社普通株式2,500,000株については、平成27年6月10日に解除した旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式4,577,210株(発行済株式総数に対する割合にして5.14%)については、当面は保有する意向である旨伺っております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

### 3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1) 【発行済株式の総数】

89,065,301株(平成27年6月12日現在)

(注)「発行済株式の総数」には、平成27年6月1日から本書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

#### (3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	2,500,100	7,575,303,000

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、2.81%(小数点以下第三位を四捨五入)であります。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数であります。

(注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

(注4) 取得することができる期間は、平成27年6月12日から平成27年8月31日までであります。

#### (4) 【その他( )】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

#### (5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成27年6月12日（金曜日）から平成27年7月10日（金曜日）まで（21営業日）
公告日	平成27年6月12日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

##### (2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金3,030円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成27年6月11日の前営業日（同年6月10日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,385円、同年6月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,374円（円未満四捨五入）、及び同年6月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,331円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>本公開買付けの具体的な条件については、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年6月10日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,374円（円未満四捨五入）に対して10.20%のディスカウントとなる3,030円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることを、平成27年6月10日に光南商事に提案し、同社より上記条件にてその保有する当社普通株式2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.58%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は、平成27年6月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、上記「3 株主総会又は取締役会の決議等の内容等」の「(3) 取締役会における決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付け価格は、平成27年6月10日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,374円（円未満四捨五入）に対して10.20%のディスカウント率を適用した3,030円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格である3,030円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成27年6月11日の前営業日（同年6月10日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,385円から10.49%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年6月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,374円（円未満四捨五入）から10.20%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年6月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,331円（円未満四捨五入）から9.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格である3,030円は本書提出日の前営業日（平成27年6月11日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,395円に対して10.75%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており連結業績に応じて利益配分を行うことといたしております。配当につきましては、連結配当性向30%以上を基本方針といたしますが、今後の更なる成長を目指しての投資に必要な資金額を考慮して決定することとしております。また、株価と今後のキャッシュ・フローの水準を勘案した上で、配当及び自己株式の取得とあわせて適宜検討するものとしております。</p> <p>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするもので、これまでも、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、市場取引等の方法による自己株式の取得を実施してまいりました。</p> <p>このような状況の下、平成27年4月中旬、当社の第2位株主（平成27年3月31日現在）である光南商事（本書提出日現在の保有株式数6,877,210株、発行済株式総数に対する割合にして7.72%。）より、その保有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。</p> <p>これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。光南商事の意向を踏まえ当社において検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することが、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元に繋がると判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。</p>

	<p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、光南商事以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から2,500,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.81%）を上限としております。</p> <p>また、本公開買付価格の決定に際しては、当社は、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年6月10日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10.20%のディスカウントとなる価格を本公開買付価格とすることを、平成27年6月10日に光南商事に提案いたしました。その結果、光南商事より上記条件にてその保有する当社普通株式2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.58%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上を踏まえ、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成27年6月11日の前営業日（同年6月10日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,374円（円未満四捨五入）に対して10.20%のディスカウント率を適用した3,030円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを平成27年6月11日開催の取締役会において決議いたしました。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,500,000（株）	（株）	2,500,000（株）
合計	2,500,000（株）	（株）	2,500,000（株）

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数（2,500,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 6 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

応募株主等が個人株主に該当する場合の税務上の取扱いは次のとおりです。（注2）

#### (イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。（注2）

外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含まれます。）を指します。以下同じです。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成27年7月10日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成27年8月3日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。（注2）

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・・・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）  
法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

## 7 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	7,575,000,000
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	7,598,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,500,000株)に1株当たりの買付価格(3,030円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	普通預金	8,419,877,741
	計	8,419,877,741

## 8 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

### (2) 【決済の開始日】

平成27年8月4日(火曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」 ないし に記載の公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いをご参照下さい。

### (4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

## 9 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(2,500,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数(2,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。 )。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

### (2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

### (4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社の第2位株主（平成27年3月31日現在）である光南商事は、本書提出日現在、当社普通株式6,877,210株（発行済株式総数に対する割合にして7.72%）を保有しておりますが、当社は同社より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.58%）について本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を平成27年6月11日付で受領しております。なお、光南商事からは、金融機関による担保権が設定されている当社普通株式2,500,000株については、平成27年6月10日に解除した旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式4,577,210株（発行済株式総数に対する割合にして5.14%）については、当面は保有する意向である旨伺っております。

当社は、平成27年5月15日に「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要  
（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

(イ) 損益の状況（連結）

決算年月	平成27年3月期（第55期）
売上高	74,562百万円
売上原価	24,003百万円
販売費及び一般管理費	33,094百万円
営業外収益	1,587百万円
営業外費用	530百万円
当期純利益	12,804百万円

(ロ) 1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成27年3月期（第55期）
1株当たり当期純利益	146円53銭
1株当たり配当額	80円00銭
1株当たり純資産額	757円07銭

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

### 3 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成26年 12月	平成27年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
月 別							
最高株価（円）	3,360	3,135	3,525	3,600	3,460	3,525	3,480
最低株価（円）	2,952	2,827	2,917	3,205	3,150	3,180	3,330

(注) 平成27年6月については、6月11日までの株価です。

### 4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1) 【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月28日関東財務局長に提出  
事業年度 第54期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日関東財務局長に提出  
事業年度 第55期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月26日関東財務局長に提出  
予定

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第55期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年2月13日関東財務  
局長に提出

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社サンリオ 本社事務所  
(東京都品川区大崎1丁目11番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。